

浜松医科大学附属図書館特別利用要項

平成16年10月20日

一部改正 平成21年 3月12日

一部改正 平成23年 9月 6日

一部改正 平成27年 9月 9日

(趣旨)

第1条 この要項は、浜松医科大学附属図書館利用内規（平成27年内規第7号。以下「利用内規」という。）第4条第2項の規定に基づき、浜松医科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の特別利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において特別利用とは、利用内規第4条に規定された開館時間以外又は同内規第5条に規定された休館日において図書館を利用することをいう。ただし、図書館ラウンジの利用は除く。

(目的)

第3条 特別利用は、図書館資料の有効利用を図ることにより、本学の教育、研究及び診療に資することを目的とする。

(利用者の範囲)

第4条 特別利用ができる者（以下「特別利用者」という。）は、利用内規第2条に掲げる者のうち、次の各号の一に該当する者で、第5条の規定による許可を受けた者とする。

- (1) 役員及び職員
- (2) 学生のうち指導教員の認めた者
- (3) 役員及び職員に該当しない者で、所属の長が認めた者
- (4) その他図書館長（以下「館長」という。）が認めた者

(特別利用の手続)

第5条 特別利用を希望する者は、別記様式第1の図書館特別利用登録申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により利用を許可したときは、前条第1号から第4号に掲げる者については、利用のための登録処理を行う。

3 特別利用の必要がなくなったとき、又は特別利用の資格を失ったとき、別記様式第2の図書館特別利用登録取消届を館長に提出する。

(特別利用時の館内利用)

第6条 特別利用時の館内利用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 館内閲覧、文献複写等
- (2) 検索用端末の利用。ただし、検索用端末の利用については別に定める。

(遵守事項)

第7条 特別利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火災予防及び窓の開閉に留意すること。

(2) 退館時に無人になる場合には、照明の電源を切って退館すること。

2 館長は、前項の各号に違反した者に対し、特別利用の許可を取り消し、又は以後の利用を許可しないことができる。

(特別利用の制限)

第8条 館長が必要と認めた場合は、特別利用を制限することができる。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、特別利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年10月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年9月6日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年9月9日から施行する。